

平成29年度北海道ゼロ・エミ大賞募集要領

1 表彰の趣旨

廃棄物等*の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成を促進するために、「道内所在の事業所」における発生・排出抑制の取組のうち、模範的なものについて表彰します。

なお、本社が道外であっても応募できます。

*廃棄物等とは、循環型社会形成推進基本法第2条第2項で定義される廃棄物等をいいます。

循環型社会形成推進基本法第2条

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

2 応募対象となる取組の範囲

取組の範囲

「一般」

一 事業者が道内の事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制に関する取組

（※一事業者による廃棄物等の減量化等の取組）

「地域連携」

次の要件の両方を満たす取組を対象とします。

・廃棄物等の排出事業者等と廃棄物等の利活用による減量化を図る事業者等との連携による取組

・地域の廃棄物等を削減するとともに、当該廃棄物等を原料とした製品・成果の全部又は一部を地域に還元する取組

（※複数の事業者による地域の廃棄物等の削減と廃棄物等を原料とした再資源化の取組）

ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

・個人又は法人の場合は登記簿上の役員が、禁固刑を受けて10年を経過していない若しくは罰金刑を受けて5年を経過していない又はこれらの刑の執行を猶予されている場合

・環境関係法令違反を事由に行政処分を受け、その処分の執行を終えて5年を経過していない場合

・応募しようとする取組について、当該事業所が既に国の表彰を受けている場合

・事業所の道内における活動が1年に満たない場合

3 表彰区分び表彰数

北海道ゼロ・エミ大賞 1件、北海道ゼロ・エミ優秀賞 3件程度

4 募集期間

平成29年9月20日（水）～10月31日（火）

5 応募方法

応募申請書の記載方法等については、道のホームページの記載例などを参照してください。

区分	形式及び提出部数等
応募申請書	7部（正本1部、副本6部） ※ 電子データがあるものについては、書類の提出と併せて、記憶媒体の送付や電子メールにデータを添付するなど、電子データのご提供をお願いします。
取組内容説明書	
事業内容等を紹介したパンフレット	
【「地域連携」の取組応募の場合】事業者間の連携関係が分かる文書（契約書等）	

- ・応募後、応募申請書及び添付書類の内容について、事務局から確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

6 その他

- ・受賞者は、有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見等を踏まえ、道が決定します。
- ・受賞した取組について、道では次により積極的にPRします。
 ①表彰式の実施 ②ホームページでの公表 ③国の表彰への推薦
 ④普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介
- ・受賞した取組は、「北海道グリーン・ビズ認定制度」の「創意あふれる取組部門」において認定され、認定シンボルマークの使用、金融機関（商工中金、北洋銀行及び北海道銀行）での優遇融資などのメリットを受けられます。
 （北海道ゼロ・エミ大賞表彰実施要綱や審査項目などについては、ホームページで公表しています。）
- ・選考の結果により表彰数が少ない又は表彰しない場合もありますのでご了承ください。

7 応募申請書の提出先及びお問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁12階
 北海道環境生活部 環境局 循環型社会推進課 循環調整グループ担当：福田

電 話：011-204-5197（ダイヤルイン）

F A X：011-232-4970 E-MAIL：kansei.kanhail@pref.hokkaido.lg.jp

ホームページ：「北海道ゼロ・エミ大賞」で検索

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/grp/zeroemi/index.htm>

（参考）応募対象となる取組例

- ・間伐材と廃プラスチックを利用した再生可能な建築資材の製造
- ・プラスチック成型における廃棄物の減量化と再資源化により、廃棄物の削減を達成
- ・廃プラスチックの分別を徹底し、洗浄作業をすることで再資源化
- ・生産工程から出る埋め立て廃棄物などを徹底的に再資源化して埋め立て廃棄物のゼロを達成
- ・生ごみを集め家畜の餌にして卵や肉を生産し、さらにその家畜の糞などを肥料として野菜を生産
- ・建物を建てるときに廃棄物の排出を極力減らす手法を導入
- ・梱包材を繰り返し使えるようなものにして、廃棄物を排出抑制
- ・飲食店における、マイ箸・マイ容器の持参奨励や店舗から出る生ごみや空き缶等の廃棄物の再資源化による排出抑制
- ・薬品メーカーにおける、環境負荷の大きな溶媒や試薬類の使用回避、また循環的利用による廃棄物の発生排出抑制
- ・農場における、家畜排泄物を処理から発生するバイオガスの利用
- ・自治体における、家畜糞尿、生ごみ、下水汚泥の堆肥化及びその堆肥の有効利用